

さいたま市立上小小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、さいたま市立上小小学校PTAと称し、同事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会の連携を密にし、児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員相互の修養と親睦を高めることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1. 学級・学年などの教育の振興に必要な諸会合の開催。
2. 学校と家庭との連絡提携を図る活動。
3. 校外生活の補導と、児童の生活並びに環境の改善に関する活動。
4. 交通安全の指導。
5. 児童と会員の福利厚生に関する活動。
6. 会員の研修・修養を図る活動。
7. 児童と会員の表彰。
8. その他、会の目的達成に必要な活動。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を趣旨とする民間団体として、次の通り活動する。

1. 児童・青少年の福祉のために活動する。他の社会教育関係諸団体及び機関と協力する。
2. 学校の管理・運営および人事に干渉しない。
3. 国及び地方公共団体の教育予算の充実を期するため努力する。
4. 特定の政治団体・宗教などの支配や干渉は受けない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、本校在籍児童の保護者と本校の教職員とする。

第5章 役員及び委員

第6条 この会に、次の役員と委員を置く。

参 与	(校 長)
顧 問	1名(原則として前会長)
会 長	1名(保護者)
副会長	若干名(保護者、教頭)
書 記	若干名(保護者、教職員1名)
会 計	若干名(保護者、教職員1名)
委 員	(若干名)

- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 参加は、必要に応じて役員会や委員会に出席し、重要事項の諮問に答えこの会の運営に寄与する。
 2. 顧問は、会長の相談役となる。
 3. 会長は、この会を代表して会務を総括する。
 4. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。また、実行委員会の議長を務める。
 5. 書記は、総会・実行委員会、及び常任委員会の議事の記録と、その会の通知発送にあたる。
 6. 会計は、この会の経費の収支を正確に記録し、総会においてその内容を報告する。

第8条 役員と委員の選出については、別に定める。

第6章 会 則

第9条 この会の会議は、総会・実行委員会・常任委員会・学年委員会・学級委員会・各地区代表、並びに専門委員会とする。

第10条 総会は、会の最高議決機関とし、年1回開催する。ただし、全会員の5分の1以上の要求があった場合、または実行委員会が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

第11条 総会は、次の事項を決定し承認する。

1. 会則の変更・新会員の報告・年間の活動計画と予算の審議。
2. 会計監査を経た決算の報告。
3. 役員と会計監査委員の選出と承認。
4. 緊急重要事項の審議。

第12条 総会は、委任状を含め会員総数の過半数をもって成立する。決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第13条 実行委員会は、総会に次ぐ審議機関とする。

第14条 実行委員会とその他の委員会の構成については、別に定める。

第7章 運 営

第15条 この会は、総会の決議に基づき、実行委員会とその他の委員会が相互に連携し、助け合って目的達成のために運営される。

第8章 会 計

- 第16条 この会の会計は、会費とその他の収入をこれにあてる。
- 第17条 会費は、1世帯あたり、月額500円とする。
- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会計監査委員

- 第19条 この会に、会計監査委員会を置く。
- 第20条 会計監査委員会の開催は、年2回以上とし、必要ある場合は随時開催される。開催の招集は、員会で互選された委員長が行う。
- 第21条 会計監査委員の選出は、役員の選出方法を準用する。

第10章 付 則

この会則の改廃は、総会の決議によるものとする。
この会則は、昭和51年 5月 4日から実施する。
昭和50年 5月17日から実施したこの会の会則は廃止する。
昭和52年 4月24日一部改正。
昭和58年 4月26日一部改正。
平成 2年 4月27日一部改正。
平成 3年 3月22日一部改正。
平成 3年 5月 9日一部改正。
平成 9年 5月 2日一部改正。
平成13年 2月27日一部改正。
平成15年12月11日一部改正。
平成18年 5月12日一部改正。
平成23年 5月 6日一部改正。
平成24年 5月11日一部改正。

さいたま市立上小小学校PTA細則

第1章 役員の選出及び就任

- 第1条 役員の選出は、総会において行い、立候補及び推薦によって選考し、投票又はその他の方法によって選出する。立候補のない場合は、推薦された候補者を選出する。また、書記・会計については、会長がこれを委嘱する。
- 第2条 前条により、役員の候補者を推薦する場合は、あらかじめ実行委員会で選出された若干名の推薦委員及び役員により、委員会を構成してこれにあたる。
1. 推薦委員会は、互選により委員長を選出し、審議を促進する。
 2. 推薦にあたっては、被推薦者の同意を得なければならない。
- 第3条 役員に立候補する会員は、推薦委員会の指定した期日までに、会員2名以上の推薦を受け、同委員長に届け出なければならない。
- 第4条 役員の就任は、総会において行う。
- 第5条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第2章 実行委員会

- 第6条 実行委員会は、役員・学級委員長・地区代表及び専門委員会の正副委員長で構成する。
- 第7条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 各種委員会(会議)で立案された活動計画等を審議する。
 2. 総会に提案する議題及び報告を作成する。
 3. 会則の施行に必要な細則、規定等の改廃にあたる。
 4. 総会及び各種委員会(会議)で委任された事項を処理する。
 5. 必要に応じて、特別委員会を設ける。
- 第8条 実行委員会は原則として各月毎に開かれる。ただし、必要ある時は、随時会長が招集することができる。
- 第9条 実行委員会は、委員の過半数の出席により開かれ、決議は出席委員の過半数とする。

第3章 常任委員会

第10条 常任委員会は、役員・学年委員長・地区代表及び専門委員長で構成し、必要ある時に、随時会長が招集することができる。

第11条 常任委員会は、学校の方針と会の運営方針等の連絡調整、総会の決定事項等を審議し、実行委員会に報告し承認を得るものとする。

第4章 学年学級委員会

第12条 学級委員会は、学級児童の幸福な成長と学級会員の向上に努める。

第13条 学級集会は学級毎に開き、委員若干名を選出する。選出された委員は、各専門委員会に所属する。委員の中から、委員長を選出する。

第14条 学級委員長は、学級集会の議長となり、集会の運営並びに協議事項の実施にあたる。

第15条 学年学級委員会は、各学級委員長より構成し、委員長を互選する。

第5章 地区代表

第16条 地域で会員が活動する時の会議は、地区会及び地区代表会とする。

第17条 地区会は、地理的条件などを考えて地区を細分し、班会を置くことができる。

第18条 班会は10名前後の会員で構成し、児童の身近な問題を話し合い、次のことに努める。
1. 児童の生活や環境の問題などについて話し合い、協力してその打開や善導に努める。
2. 保護者としての日常のあり方について話し合い、ものの見方・考え方を深め、よりよい保護者となるよう努める。

第19条 班会には世話人1人を置き、その任期は1年とする。

第20条 班会は必要に応じて開催する。

第21条 班会の世話人は、地区会の一員となり、地区会を構成する。ただし、当分の間、班会のない地区は、地区長が直接第18条の任務を行う。

第22条 地区会は、地区・班会の連絡調整を図り、共同して活動することができる。

第23条 地区会は、地区長1名、副地区長数名を選出し、正副地区長は地区代表会の一員となる。

第24条 地区代表会は、輪番で議長となり、議事を進行する。

第6章 専門委員会

- 第25条 専門委員会は次の通りとし、任務を分担する。
1. 本部委員会
 - (1)総会に関すること。
 - (2)予算の編成。
 - (3)各専門委員会との連絡調整に関すること。
 - (4)専門委員会に属さない他の業務に関すること。
 2. 学年学級委員会
 - (1)各学級PTAについて連絡調整。
 - (2)学年学級活動と学校側との交流・協力。
 3. 環境安全委員会
 - (1)交通安全指導に関すること。
 - (2)防犯等に関すること。
 - (3)環境整備改善に関すること。
 4. 広報委員会
 - (1)広報活動に関すること。
 - (2)機関紙の発行。
 5. 文化教養委員会
 - (1)会員相互の修養、研修に関すること。
 - (2)会員・児童の教養を高める。

- 第26条 各専門委員会は、学級から各1名を選出して構成し、委員長1名、副委員長2名を互選する。ただし、副委員長1名は教職員とする。

第7章 付記

この細則は、昭和51年 5月 4日から施行する。

この細則の改廃案は、実行委員会で決する。

昭和52年 2月19日一部改正。

昭和54年 2月 7日一部改正。

昭和58年 4月26日一部改正。

昭和61年 3月17日一部改正。

平成 2年 3月 8日一部改正。

平成 5年 3月10日一部改正。

平成 9年 5月 2日一部改正。

平成13年 2月27日一部改正。

平成14年 4月 5日一部改正。

平成15年 3月13日一部改正。

平成17年 5月 6日一部改正。

平成18年 5月12日一部改正。

平成24年 5月11日一部改正。

平成25年 5月10日一部改正。

さいたま市立上小小学校PTA表彰及び慶弔規定

「表彰の部」

1. 退任
役員が退任する際は、記念品を贈呈する。
2. 児童の卒業
児童が卒業する際に、祝意を表し記念品を贈呈する。
3. その他の表彰
本校教育の進展に著しい功績があると認められたものに対しては、実行委員会にはかり表彰する。

「慶弔の部」

1. 慶

(1)教職員の結婚	5,000円
(2)教職員の出産及び配偶者の出産	5,000円
2. 弔

(1)会員の死亡	5,000円及び生花または花輪一基
(2)児童の死亡	5,000円及び生花または花輪一基
(3)教職員の配偶者・子及び実父母の死亡	5,000円
(4)児童・教職員が病気、または事故による障害等により、相当期間(1ヶ月以上)休んだ場合の見舞い金	5,000円
3. 災害の見舞い

(1)会員住宅火災の場合	10,000円
(2)その他(特別緊急事項として協議する。)	
特別緊急事項は、正副会長会で協議決定するが、その内容については、実行委員会に報告し、承認を得るものとする。	
特別緊急事項とは、以上の条項の他、例えば、市教委・中学校・本校校医・役職員関係等の見舞い・弔意等並びに、本校教職員本人の弔である。	

この規定は、昭和50年 5月17日より実施する。

この規定は、昭和53年 3月11日一部改正。

この規定は、昭和53年10月16日一部改正。

この規定は、昭和54年 5月17日一部改正。

この規定は、昭和58年 5月26日一部改正。

この規定は、平成 2年12月13日一部改正。

この規定は、平成 9年 5月 2日一部改正。

この規定は、平成12年 3月 6日一部改正。

この規定は、平成13年 2月27日一部改正。

この規定は、平成18年 5月12日一部改正。

この規定は、平成20年 3月13日一部改正。

この規定は、平成23年 5月 6日一部改正。

この規定は、平成26年 1月16日一部改正。

この規定は、平成26年 9月18日一部改正。

この規定は、平成27年 6月18日一部改正。

学級の慶弔規定

1. 保護者・児童 (1)保護者、またはこれに代わる者の死亡。
(2)児童が病気・けがにより、1ヶ月以上休んだ時。
(3)児童の死亡。
(4)その他の災害等については、その学級の委員の合議による。
2. 教職員 (1)担任の結婚・出産及び配偶者の出産
(2)担任の死亡
(3)担任が病気・けがにより、1ヶ月以上休んだ時。
(4)担任の配偶者・子及び実父母の死亡。
(5)その他の災害等については、その学級の委員の合議による。
3. その他 (1)保護者1人の負担額は、原則として200円以内とする。
(2)以上の事項については、一切お返しはしない。

この規定は、昭和50年 5月17日より実施する。

この規定は、昭和58年 4月26日一部改正。

この規定は、平成13年 2月27日一部改正。

この規定は、平成20年 3月13日一部改正。

この規定は、平成26年 1月16日一部改正。

この規定は、平成27年 6月18日一部改正。

旅費規定

- 第1条 PTA会員が各種活動に派遣され、PTA活動に従事した時は、次の規定により旅費を支給する。
- 第2条 旅費(運賃)の起算は学校からとし、最も合理的な方法を使つての実費とする。
- 第3条 宿泊を伴う派遣に関しては、その都度役員会で協議の上、実行委員会の承認を得て執行する。

この規定は、平成 6年 4月26日から実施する。

この規定は、平成20年 3月13日一部改正。